

平成 20 年 7 月 15 日

厚生労働省ヒアリングレジュメ

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 笹川 吉彦

【自立支援関係】

1. 障害者自立支援法の改正に当たっては、障害程度区分及び、調査項目の見直し、サービス支給量の適正化、地域格差の是正など障害者がそれぞれの地域で安心して生活し、社会参加し、併せて社会貢献できる内容にしていただきたい。
2. 65歳以上になり介護保険に移行したときに障害者自立支援法で受けられていたサービスを引き続き受けられることを保障していただきたい。
3. 入院中でも障害者自立支援法によるホームヘルパー制度が利用できるよう制度を改善していただきたい。
4. 視覚障害者移動支援を以下のとおり、改善していただきたい。
 - ①自己負担はその本質から見て撤廃していただきたい。
 - ②多くの自治体において利用時間の上限を設けていることに鑑み、支給量の上限時間は撤廃していただきたい。
 - ③視覚障害者の安全を確保し、そのニーズに的確に応えるため、ガイドヘルパーの資質向上を図っていただきたい。
 - ④65歳を過ぎても通院介助においては、介護保険によるのではなく、院内の様々な移動とその他の用務が同時に利用できるようにしていただきたい。
 - ⑤視覚障害者の職域拡大のため、自営や雇用に限らず、就

労のために移動する際にも利用できるようにしていただきたい。

⑥代読・代筆サービスが移動支援と一体で利用できるようにしていただきたい。

⑦移動支援事業は自立支援給付として位置づけていただきたい。

5. 福祉サービスにおける自己負担は撤廃していただきたい。仮に利用負担をもうける場合には、応能負担に戻すか、収入に応じた軽減策を講じていただきたい。

なお、費用負担の軽減を求める際に、貯金通帳を提示することを廃止していただきたい。

【その他】

1. 障害者の所得を補償するため、障害基礎年金を1級は、月10万円以上に、2級は、月8万円以上に引き上げていただきたい。
2. 盲人ホームがあはきの技術研修の場と同時に、生活・歩行・パソコン訓練など一般就労支援の場になるよう制度を改正していただきたい。
3. 後期高齢者医療制度において、65歳から74歳の障害者に対する差別的な取り扱いを廃止していただきたい。

【雇用・就労】

1. 特別養護老人ホームやディサービスやディケア施設における機能訓練指導員に、視覚障害者マッサージ師を積極的に雇用していただきたい。
2. 機能訓練指導員の範囲を国家資格所有者としていただきたい。